㈢　受注者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

㈣　受注者は、真水事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。

㈤　監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

イ　個別事項

㈠　グアム移転事業に係る検討業務

１）受注者は、監督官の指示により、下記の業務を実施する。

・真水事業や米国政府の財政支出で整備する事業（以下「ＭＩＬＣＯＮ事業」という。）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理
・各段階での設計成果の精査及び真水事業の進捗状況の確認
・米国担当官等が行った真水事業に係る契約書及び支払いに関する文書の確認
・グアム移転事業の今後の事業計画（施設の整備内容、配置計画、施工計画、工程、費用内訳等）について、環境影響評価の影響、米国における契約手続きの諸制度等を踏まえ技術的な検討及び分析を行い、留意点等について必要な助言を実施

２）受注者は、別途発注される「平成27年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務」が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、業務を通じて得た情報について、グアムにおいてモニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。また、グアムで得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。

３）受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。

４）１）～３）の業務の履行に必要な技術者の体制及び作業日数は、下記を標準とし、実績により後日精算を行うものとする。なお、業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、現地で業務を行う技術者の人数、日程、職種等については、監督官と協議のうえ決定するものとする。

（ハワイ）

管理技術者　延べ70人・日（移動日を含め５日／回とし、14回分（毎月１回×12回＋臨時２回）の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数見込みは延べ240人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数見込みは延べ240人・日とし、６回分の往復旅費を見込むものとする。）

（グアム）

管理技術者　延べ45人・日（移動日を含め５日／回とし、９回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　延べ40人・日（移動日を含め５日／回とし、８回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　延べ55人・日（移動日を含め５日／回とし、11回分の往復旅費を見込むものとする。）

５）１）～３）に対する国内支援業務は、下記のとおり見込むものとする。また、作業日数は実績により後日精算を行うものとする。

（日本）

管理技術者　延べ60人・日
主任技術者　延べ180人・日
担当技術者　延べ240人・日
技　術　員　延べ240人・日
※技術員は、主任・担当技術者の作業補助を行う技術者

㈡　真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務

１）工事費

受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る計画の内容について、規模の妥当性、基準との整合性及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

２）設計費

受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

㈢　その他の技術的検討業務

受注者は、監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について以下の業務を行うものとする。

・北マリアナ諸島における環境影響評価関連資料（約23,000頁相当）のレビューを行い、今後のグアム移転事業における留意点等を分析した専門的意見の提供
・上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務

㈣　通訳業務

受注者は、監督官の指示により、本事業に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る作業日数は以下を見込むものとし、実績により後日精算するものとする。

（ハワイ）　１日（３時間）×140回
　　１名
（グアム）　１日（８時間）×30回
　　１名

※１　上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。
※２　通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

ウ　その他

㈠　受注者は、各業務場所における業務処理に必要な車両（４～５人乗り）を１台、当該業務期間に必要に応じて準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所に送迎するものとする。

㈡　受注者は、業務処理に当たっては、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

㈢　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。

㈣　経費（航空運賃、日当、宿泊費、交通費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算するものとする。

㈤　ハワイ及びグアムにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

㈥　受注者は、監督官の指示により、本業務の履行に支障がないよう業務内容の引き継ぎを受けるものとし、次年度の受注者が決まった場合には、必要な業務内容の引き継ぎを行うものとする。

⑷　履行期限　平成28年３月31日